

新潟市災害被災者住宅復興資金貸付金利子補給金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、令和6年能登半島地震による災害（以下「地震災害」という。）により被災し、住宅金融支援機構又は金融機関等（以下「金融機関等」という。）から住宅再建融資を受けた者に対して、市が予算の範囲内において利子補給金を交付するものとし、その交付に関し必要な事項を定めるものとする。なお、事業に係る利子補給金の交付等については、新潟市補助金等交付規則（平成16年3月30日規則第19号。以下「市補助金規則」という。）その他関係する法令、条例及び他の規則に別に定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。

(1) 住宅再建融資

地震災害による被災者及びその同一生計の親族を対象に実施される再建資金の融資のうち、市内において被災者が居住するための住宅の建設、購入又は補修のための資金の融資をいう。

(2) 被災住宅

地震災害により被災した住宅をいう。

(3) 復興住宅

次のいずれかに該当する住宅をいう。

ア 被災住宅の代わりに新築又は購入する住宅で、耐震性のあるもの。

イ 補修する被災住宅

(4) 被災者

地震災害に係る罹災証明書（住家の被害の程度が、全壊、大規模半壊、中規模半

壊、半壊、準半壊に限る。)の発行を受けた者又は地震災害発生時において住民基本台帳上、その者と同一世帯である者

(5) 同一生計の親族

民法(明治29年法律第89号)第725条に定める6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族で、被災者と生計を同一にする者

(6) 耐震性

地震に対する住宅の安全に係る性能で、次のいずれかに該当するものであること

ア 昭和57年1月1日以降に建築されたもので、当該家屋の登記事項証明書にその記載があるもの

イ 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第3章及び第5章の4の規定又は建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第17条第3項第1号の規定に基づき地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして定める基準に適合するもの

(補助の対象者)

第3条 利子補給金の交付対象者(以下「対象者」という。)は、次の第1号かつ第2号もしくは第3号の要件を満たす者とする。

(1) 令和6年1月1日から令和8年12月31日までに金融機関等から住宅再建融資(住宅金融支援機構にあっては、災害復興住宅融資)を受けた者

(2) 被災者

(3) 被災者と同一生計の親族

(交付対象融資額)

第4条 利子補給金の交付の対象となる住宅再建融資の額は、次の表に掲げる額(以下「限度額」という。)を限度とする。ただし、令和6年1月1日以前に金融機関等から受けて

いた融資の借り換えに係るものを除く。

区分	1 件あたりの限度額
住宅の建設、購入	1 1 , 0 0 0 , 0 0 0 円
住宅の補修	5 , 9 0 0 , 0 0 0 円

(利子補給金の交付額)

第5条 利子補給金の交付額は、次の各号に掲げる 住宅再建融資を受けた際の利率の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 1. 0 パーセント以内の場合

毎年1月1日から12月31日までの間（次条に規定する利子補給の期間以外の期間を除く。以下「交付対象期間」という。）において金融機関等に対して支払った住宅再建融資に係る利子（延滞金利子を除く。以下「支払利子」という。）の全額とする。

ただし、借入額が限度額を超えるときは、限度額に基づき算定する額とする。

(2) 1. 0 パーセントを超える場合

交付対象期間における支払利子の総額に対し、住宅再建融資を受けた際の利率に100を乗じて得た数で除して得た額に相当する額とする。ただし、借入額が限度額を超えるときは、限度額に基づき算定する額とする。

2 前項の利子補給金の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(利子補給の期間)

第6条 利子補給の期間は、住宅再建融資を受けた日から5年間とする。ただし、被災者が復興住宅に居住しなくなった場合は、利子補給の期間を終了するものとする。

2 利子補給の期間における利子の支払いについて、その支払日が金融機関等の営業日外になったことにより、前項の期間を超える場合においては、当該支払いに

についても、利子補給の対象とすることができる。

(利子補給の承認の申請)

第7条 利子補給の承認を申請しようとする者は、次に掲げる書類を添付した別記様式第1号による新潟市災害被災者住宅復興資金貸付金利子補給金承認申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 金融機関等との金銭消費貸借契約書の写し又は、これと同等の書類の写し
- (2) 償還予定表の写し
- (3) 罹災証明書の写し
- (4) 同一生計の親族であることを証するもの（該当する場合に限る。）
- (5) 復興住宅に耐震性があることを証するもの（第2条第1項第3号イの住宅は除く。）
- (6) その他市長が必要と認めるもの

2 前項の申請書の提出は、一又は複数の借入契約において債務者（対象者に限る。以下同じ。）が複数の場合は、債務者のうちいずれか一人を対象者として行うものとする。

3 一の復興住宅に対し、複数の借入契約を行っている場合は、合算した借入額を交付対象融資額として申請することができる。

4 第1項の申請回数は、一の対象者につき一回、かつ一の復興住宅につき一回を限度とする。

(利子補給の承認)

第8条 市長は前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、利子補給の可否を決定したのち、別記様式第2号による新潟市災害被災者住宅復興資金貸付金利子補給金利子補給承認（不承認）通知書により対象者に通知するものとする。

(事業の変更)

第9条 前条の通知を受けた事業を変更する場合は、次に掲げる書類を添付し、別記様式第

3号による新潟市災害被災者住宅復興資金貸付金利子補給金変更承認申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 対象者であることを証するもの
- (2) 金融機関等との金銭消費貸借契約書の写し又は、これと同等の書類の写し
- (3) 償還予定表の写し
- (4) 変更承認申請に係る同意書（別記様式第4号）（該当する場合に限る。）
- (5) その他市長が必要と認めるもの

2 前項の申請に係る利子補給期間の始期は、すでに利子が補給されている場合は、従前の始期とする。

（利子補給の変更承認）

第10条 市長は前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、利子補給の可否を決定したのち、別記様式第5号による新潟市災害被災者住宅復興資金貸付金利子補給金利子補給変更承認（不承認）通知書により対象者に通知するものとする。

（交付申請及び実績報告）

第11条 利子補給金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を添付した別記様式第6号による新潟市災害被災者住宅復興資金貸付金利子補給金交付申請兼実績報告を、交付を受ける年度の1月31日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 利子補給金交付申請額の算出根拠（別記様式第7号）
- (2) 金融機関等の前年分の償還状況を証するものの写し
- (3) 住民票の写し（復興住宅に居住の世帯全員が記載されたもので、発行から3ヶ月以内のもの）

- (4) その他市長が必要と認めるもの

（交付決定及び額の確定）

第12条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、利子補給金の交付の決定及び額の確定を行い、別記様式第8号による新潟市災害被災者住宅復興資金貸付金利子補給金交付決定兼額の確定通知書により、申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第13条 市長は、申請者が市補助金規則第17条第1項の各号のいずれかに該当すると認めるとき及び次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、別記様式第9号による新潟市災害被災者住宅復興資金貸付金利子補給金交付決定兼額の確定の取消し通知書により、交付の決定を取り消し、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により利子補給金の交付の決定を受けたとき
- (2) 住宅再建融資又は利子補給金を他の目的に使用したとき
- (3) 住宅再建融資の償還をしなかったとき
- (4) その他市長の指示等に従わなかったとき

(様式)

第14条 この要綱による申請書、その他の書類の様式は、別表に掲げるとおりとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、利子補給金の交付に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年2月1日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和14年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 第13条の規定は、前項の規定に関わらず、前項に規定する日後もその効力を有する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は令和7年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は令和7年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和6年の対象者については、承認申請の提出期間を令和7年12月26日までとし、令和6年の償還に関する交付申請兼実績報告書を翌年のものと合わせて提出できるものとする。

別表（第14条関係）

様式	様式の名称
別記様式第1号	新潟市災害被災者住宅復興資金貸付金利子補給金承認申請書
別記様式第2号	新潟市災害被災者住宅復興資金貸付金利子補給金承認（不承認）通知書
別記様式第3号	新潟市災害被災者住宅復興資金貸付金利子補給金変更承認申請書
別記様式第4号	変更承認申請に係る同意書
別記様式第5号	新潟市災害被災者住宅復興資金貸付金利子補給金変更承認（不承認）通知書
別記様式第6号	新潟市災害被災者住宅復興資金貸付金利子補給金交付申請兼実績

	報告書
別記様式第 7 号	利子補給金交付申請額の算出根拠
別記様式第 8 号	新潟市災害被災者住宅復興資金貸付金利子補給金交付決定兼額の 確定通知書
別記様式第 9 号	新潟市災害被災者住宅復興資金貸付金利子補給金交付決定兼額の 確定の取消し通知書

別記様式第1号（第7条関係）

新潟市災害被災者住宅復興資金貸付金利子補給金
承認申請書

年 月 日

（宛先）新潟市長

申請者 〒

住 所

（フリガナ）

氏 名

電話番号 - -

新潟市災害被災者住宅復興資金貸付金利子補給金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- | | |
|-----------|---|
| 1 被災住宅所在地 | <u>新潟市</u> |
| 2 復興住宅所在地 | <u>新潟市</u> |
| 3 復興住宅の区分 | 新 築 ・ 購 入 ・ 補 修 |
| 4 対象者の区分 | ・被災者（罹災証明書の発行を受けた者又はその者と同一世帯の者）
・罹災証明書の発行を受けた者と同一生計の親族 |
| 5 確認事項 | 次の事項を確認のうえ、□に☑を記入してください。（☑がない場合は、承認することができません。）

□被災者世帯及び申請者世帯に暴力団員又は暴力団等と関係を有する者はいません。また、必要に応じて、市が警察に照会する場合は、別途必要な書類の提出を行います。

□申請内容は新潟市災害被災者住宅復興資金貸付金利子補給金交付要綱に定める規定に適合します。 |
| 6 添付書類 | |
| (1) | 金融機関等との金銭消費貸借契約書の写し又は、これと同等の書類の写し |
| (2) | 償還予定表の写し |
| (3) | 罹災証明書の写し |
| (4) | 同一生計の親族であることを証するもの（該当する場合に限る。） |
| (5) | 復興住宅に耐震性があることを証するもの（第2条第1項第3号イの住宅は除く。） |
| (6) | その他市長が必要と認めるもの |

別記様式第2号（第8条関係）

新潟市災害被災者住宅復興資金貸付金利子補給金

承認（不承認）通知書

第 号

年 月 日

様

新 潟 市 長 印

年 月 日付けで申請のあった利子補給金について、下記のとおり承認（不承認）としたので、新潟市災害被災者住宅復興資金貸付金利子補給金交付要綱第8条の規定により、通知します。

記

- 1 利子補給対象借入額 円
- 2 利子補給率 金融機関等が定める貸付利率で、上限1.0%とする
- 3 利子補給期間 年 月 日 から 年 月 日まで
- 4 利子補給金の交付申請

毎年1月から12月までの間に金融機関等に支払った利子の額を記載した証明書を添付して、翌年の1月31日までに、別添の交付申請兼実績報告書に必要事項を記入して提出してください。

不承認の理由

別記様式第3号（第9条関係）

新潟市災害被災者住宅復興資金貸付金利子補給金
変更承認申請書

年 月 日

（宛先）新潟市長

申請者 〒

住所

（フリガナ）

氏名

電話番号 - -

年 月 日付け新建第 号の で承認通知を受けた利子補給金
について、下記のとおり変更したいので、申請します。

記

1 変更内容	変更前：
	変更後：
2 変更理由	
3 確認事項	次の事項を確認のうえ、□に☑を記入してください。（☑がない場合は、変更承認ができません。） □私は、被災者、もしくは被災者と同一生計の親族です。 □被災者世帯及び申請者世帯に暴力団員又は暴力団等と関係を有する者はいません。また、必要に応じて、市が警察に照会する場合は、別途必要な書類の提出を行います。 □申請内容は新潟市災害被災者住宅復興資金貸付金利子補給金交付要綱に定める規定に適合します。
4 添付書類 （変更内容に該当する書類のみ）	□対象者であることを証するもの □金融機関等との金銭消費貸借契約書の写し又は、これと同等の書類の写し □償還予定表の写し □変更承認申請に係る同意書（別記様式第4号） □その他市長が必要と認めるもの

別記様式第4号（第9条関係）

変更承認申請に係る同意書

復興住宅の所在地 新潟市

被災者

年 月 日付け新建第 号の で承認通知を受けた上記の復興住宅の
住宅再建融資に係る利子補給金の交付について、が、変更承認を申請する
ことにより、今後、利子補給金の交付申請兼実績報告書を申請しないことに、同意いたしま
す。

年 月 日

承認通知を受けた者 氏 名

電話番号 — —

別記様式第5号（第10条関係）

新潟市災害被災者住宅復興資金貸付金利子補給金

変更承認（不承認）通知書

第 号

年 月 日

様

新 潟 市 長 印

年 月 日付けで変更承認申請のあった利子補給金について、下記のとおり承認（不承認）としたので、新潟市災害被災者住宅復興資金貸付金利子補給金交付要綱第10条の規定により、通知します。

記

- 1 利子補給対象借入額 円
- 2 利子補給率 金融機関等が定める貸付利率で、上限1.0%とする
- 3 利子補給期間 年 月 日 から 年 月 日まで
- 4 利子補給金の交付申請

毎年1月から12月までの間に金融機関等に支払った利子の額を記載した証明書を添付して、翌年の1月31日までに、別添の交付申請兼実績報告書に必要事項を記入して提出してください。

不承認の理由

別記様式第6号（第11条関係）

新潟市災害被災者住宅復興資金貸付金利子補給金
交付申請兼実績報告書

年 月 日

（宛先）新潟市長

申 請 者 〒

住 所

（フリガナ）

氏 名

電話番号 — —

年 月 日付け新建第 号の で（変更）承認のあった利子補給金について、下記のとおり交付を受けたいので、新潟市災害被災者住宅復興資金貸付金利子補給金交付要綱第11条の規定により、申請します。

記

1 利子補給金交付申請額	円
2 申請対象期間	年 月 日から 年 月 日まで
3 申請対象期間の償還元金	円
4 申請対象期間の償還利子額	円
5 元金残額	円
6 補給金の交付先	金融機関 支 店 名 予算種別 普通 当座 口座番号 口座名義（カナ）
7 確認事項	☐ 申請内容は新潟市災害被災者住宅復興資金貸付金利子補給金交付要綱に定める各条項に適合します。

- 添付資料（1）利子補給金交付申請額の算出根拠（別記様式第7号）
（2）金融機関等が発行する前年分の償還状況を証するものの写し
（3）住民票の写し（復興住宅に居住の世帯全員が記載されたもので、発行から3ヶ月以内のもの）
（4）その他市長が必要と認めるもの

別記様式第7号（第11条関係）

利子補給金交付申請額の算出根拠

（1）金利が1.0%以下で、かつ、

借入金の額が限度額（・新築、購入11,000,000円 ・補修5,900,000円）以下の場合

$$\text{申請額} = \text{申請対象期間の償還利子額} = \underline{\hspace{2cm}} \text{円}$$

※1円未満を切り捨て

（2）金利が1.0%以下で、かつ、

借入金の額が限度額（・新築、購入11,000,000円 ・補修5,900,000円）を超える場合

$$\text{申請額} = \frac{\text{申請対象期間の償還利子額} (\text{円})}{(\text{円})} \times \frac{\text{限度額} (\text{円})}{\text{借入額} (\text{円})} = \underline{\hspace{2cm}} \text{円}$$

※1円未満を切り捨て

（3）金利が1.0%を超え、かつ、

借入金の額が限度額（・新築、購入11,000,000円 ・補修5,900,000円）以下の場合

$$\text{申請額} = \frac{\text{申請対象期間の償還利子額} (\text{円})}{\text{金利} (\%)} = \underline{\hspace{2cm}} \text{円}$$

※1円未満を切り捨て

（4）金利が1.0%を超え、かつ、

借入金の額が限度額（・新築、購入11,000,000円 ・補修5,900,000円）を超える場合

$$\text{申請額} = \frac{\text{申請対象期間の償還利子額} (\text{円})}{\text{金利} (\%)} \times \frac{\text{限度額} (\text{円})}{\text{借入額} (\text{円})} = \underline{\hspace{2cm}} \text{円}$$

※1円未満を切り捨て

別記様式第8号（第12条関係）

新潟市災害被災者住宅復興資金貸付金利子補給金

交付決定兼額の確定通知書

第 号

年 月 日

様

新 潟 市 長 印

年 月 日付けで交付申請兼実績報告のあった利子補給金について、下記のとおり
交付を決定し、補給金の額を確定したので、新潟市災害被災者住宅復興資金貸付金利子補給
金交付要綱第12条の規定により、通知します。

記

1 利子補給金の額 円

別記様式第9号（第13条関係）

新潟市災害被災者住宅復興資金貸付金利子補給金

交付決定兼額の確定の取消し通知書

第 号

年 月 日

様

新 潟 市 長 印

年 月 日付け新建第 号の で交付決定兼額の確定をした新潟市災害被災者住宅復興資金貸付金利子補給金については、次のとおり交付決定兼額の確定を取り消したので通知します。

記

- | | | |
|---|----------------|-------|
| 1 | 交付決定兼額の確定の取消し額 | 円 |
| 2 | 取消理由 | |
| 3 | 返還額 | 円 |
| 4 | 返還期限 | 年 月 日 |